

# 法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

なし

---

(発行年 / Year)

1910

民法 第九百六十一條  
1906

第十三節 終身定期金

(理由) 本節ハ既成法典民法財産取得編第七章  
第二節ニ該當ス既成法典第七章射倖契約ト  
シ具一部分トシテ第二節ニ終身年金權ニ關  
スル規定ヲ爲セリ佛蘭西西班牙ノ民法ハイ  
エルン民法草案等モ亦此ノ如クナレトモ本  
案ニ於テハ特ニ射倖契約ナル表題ヲ設ケサ  
ルナリ何トナレハ射倖契約一般ニ通スル總  
則ヲ置カサルニ此特別ノ表題ヲ設クル必要  
ナケレハナリ猶實定契約ナル表題ヲ設ケス  
シテ直チニ賣買交換等ノ事ヲ規定スルカ如  
シ

法典調査會

既成法典ニハ終身年金權トアリシラ改メテ  
終身定期金トシタリ即チ既成法典ヲ改メタ  
ル點ハ第一權ノ字ヲ削レルト第二年金ヲ定  
期金トシタルニアリ權ノ字ヲ削ルハキハ殆  
ント説明ヲ要セズ年金トアリシラ定期金ト  
シタルハ我國ノ慣習トシテ年金ノ外六ヶ月  
毎ニ若クハ月賦等ニテ金錢ヲ支拂フコト亦  
多キヲ以テナリ而シテ茲ニ定期金トシ定期  
物トマサリシハ此契約ノ目的ハ多クハ金錢  
ニシテ金錢以外ノ物件ナルコト極メテ稀ナ  
ルカ故ナリ決シテ金錢以外ノ物件ノ定期納  
付ヲ禁スルノ主意ニアラス時効及ヒ抵當ノ  
規定ニ於テ定期金ト言ヘルモノト同一ナリ  
トス

第六百九十七條

終身定期金契約ハ當事者ノ一方カ自己相手方又ハ第三者ノ死亡ニ至ルマテ定期金額又ハ其他ノ物ヲ相手方又ハ第三者ニ供与スルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス

(理由)本條ハ既成法典長法財産取得備付百六十四條乃至第六十七條ノ場合ニテ之ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ尤モ其意旨ハ三ノヲ揚ゲン

取得備付百六十四條ガ一項ハ終身年金權ハ有償ニテ設定スルヲ得トシテ二項ハ無償ニテ設定スルヲ得トシテ三項ハ於テ元本ノ上ニ寄存シテ之ヲ設定スルヲ得トスレトモ元本ノ上ニ寄存シテ設定スルハ有償設定ノ一種(草案ハ之ヲ無償設定トモリ)ナルヲ以テ特ニ之ヲ掲ケルヲ要セ

法典調査會

カケナリ且又單ニ設定スルヲ得トモトキム有償を償何レニ因ルモ之ヲ設定シ得ヘキコト明カナルヲステ殊更ニ公ケテ之ヲ規定スルノ要ナカルヘシ

二同条百六十五條ガ一項ハ要約者ト得益者トノ間ニ在テハ贈與ノ規則ニ從フト出スル贈與ノ方式ニ從フコトヲ要セストセリ此ノ如クスルトキハ從々之ニ因リテ贈與ニ屬スル現定ノ適用ヲ免シントスル者ノ出ワヘキヲ以テ同條ハ寧ロ削除スルヲ

可トス

三曰弟而六十六條オニ項ニ契約ヲ有償ノ  
 ルトキハ其成立ニ付キ弟三者ノ承諾ヲ必  
 要トスト言ヒ其理由トスル所ハ此場合ノ  
 終身年金リ弟三者ノ生存ヲ期スルモノナ  
 ルヲ以テ債務者ニ於テハ弟三者ノ成ル  
 リ速カニ死セレトコトヲ希ヒ考メ弟三者  
 ノ生存ヲ危フスト言フ、アレトモ弟三者  
 ノ終身ヲ期限若クハ條件トシテ契約ヲ取  
 結ブコト他ト多クアルモ夫カ爲メ弟三  
 者ノ危害ニ遭遇セシ例極メテ鮮キ法律モ  
 亦一般ノ場合ニハ力三者ノ承諾ヲ必要ト  
 セサルニ因リ特別ノ理由アル、アラサシ

法典調査會

●終身定期金ノ場合ニ於テモ之ヲ必要トス  
 ヘキニアラズ、仮ニ章第ノ唱フルカ如キ現  
 由アルモノトスレバ何リ状態定メ無償契  
 約ノ場合ニモ適用セサルヤ之ヲ有償契約  
 ノ場合ニ限リシハ其何ノ故タルヤ知ルシ

苦<sup>ク</sup>殊<sup>ス</sup>契約成立ニ第三者ノ承諾ノ必要トシテ  
カテ具承諾前ニ并濟シタル年金ヲ取戻スヲ  
得サルモノトセルニ至リテハ益々解シ難キ  
所ナルヲ以テ第二項ニ関シテハ大ニ修正ヲ  
加ヘタリ

此ヨリ削除シタル條又ヲ舉ケン

取得編第百六十八條第一項ハ當然言フヲ待  
タカル所ナルヲ以テ之ヲ削除シタリ

同第百六十九條及ヒ第百七十條ハ終身年金  
權ヲ讓渡スコトヲ得ス且差押フルコト  
サルモノト定ムルヲ得ルコトニ関シテ

セリト金モ特別ノ契約ヲ以テ債權ノ讓渡ヲ  
禁シ得ルコトハ既ニ債權ノ總則ニ規定シタ

法典調査會

ル所ナルハ終身定期金ノ場合ニ之ヲ再言ス  
ルノ要ナシ又之ヲ差押フルコトヲ得サルモ

ノト定ムルノ如何ハ民事訴訟法ノ規定ニ讓ル  
ヘキヲ至當トスルヲ以テ右ノ二條ヲ全ク削

除シタリ  
第百九十八條 終身定期金ハ日割ヲ以テ之

ヲ供タスルコトヲ要ス但別段ノ定アルトキ  
ハ此限ニ在ラズ

(理由)本條ハ既成法典財産取得編第百七十二  
條第一項ト具主意ヲ同シラス第二項ノ規定

ハ之ヲ採ラスシテ總テ別段ノ定ノニ委スル  
コトトセリ

取得編第百七十一條ハ言フヲ待タス第百七

高取ノ規定ハ控當  
又 賠償ノ請求ノ期

十四条ハ債権者ニ對シテ酷ニ過クルノ觀アリ且證據法ノ適用ヲ以テ足レリトスルニ因リ右ノニ条ハ之ヲ削除シタリ

第六百九十七条 定期金債務者カ定期金ノ供与ヲ怠リ又ハ其他義務ヲ履行セザルトキハ相手方ハ定期金ノ元本トシテ債務者ニ与ハタル財産ノ返還ヲ請求スルコトヲ得但既ニ受取リタル定期金ノ中ヨリ其財産ノ價額ノ利息ヲ控除シクルモノヲ債務者ニ返還スルコトヲ要ス

(理由) 既成法典財産取得編第百七十三條ニハ債権者ハ解除ノ權利ヲ留保セザルトキハ年金支拂ノ文~~狀~~ノ為メ契約ノ解除ヲ請求スルコトヲ得ストシ其例外國ニ多シトモ終身

法典調査會

ノ理由ナキヲ以テ本案ハ此点ニ關シテ既成法典ノ主義ヲ改メタリ既ニ解除權ヲ與フルトキハ他ニ財産差押ノ權ヲ与フルヲ要セザルヲ以テ同條第一項ノ後段及ヒ第二項ハ之ヲ削除セリ

既成法典財産取得締第百七十五條ニハ債務者ノ擔保ヲ供セサルトキハ債権者ハ契約ヲ解除シ自己ノ取得シタル年金ハ之ヲ返還セストスレトモ且解除ヲ許シタル以上ハ特別ノ理由ナキ限りハ其孳則ヲ貫キ債権者ヨリシテ其既ニ取得シタル年金ヲ返還セシムルコトト<sup>以テ</sup>同條第三項ハ本案ノ主義ニ反シ且判官ノ所為ニ干渉スルノ規定ナルヲ以テ之ヲ削レリ

同第百七十六條第一項及ヒ第二項ハ言フヲ待タス第三項ハ本案第百六十六條及ヒ第百六十九條ノ例外ナルモ之ヲ例外トスヘキ理ナシ第四項ハ時效ノ規定ト重複セルモノナリ何レモ之ヲ置クノ理由ナキヲ以テ同條ハ全然之ヲ削除セリ

法典調査會

第七百條 第五百三十一條ノ規定ハ前條ノ場合ニ之ヲ準用ス

(理由) 前條ノ規定ニ因リテ債権者ハ元本ノ返還ヲ請求シ得ルコトトナレリ而シテ自己ヨリハ既ニ受取<sup>ル</sup>定期金ヲ返還スヘキモ若シ債務者ヨリ元本返還ノ提供ヲ為スニアラカレハ之ニ先チテ定期金ヲ拂フヲ要セサルモノトスヘシ債務契約履行ノ總則ニ於テ既ニ此種ノ孳則ヲ明カニ定メタルモ前條ハ契約ノ履行ニアラサルヲ以テ當然其適用ヲ受クルヲ得サルニ因リ本條ヲ設ケテ明カニ之

カ準用ヲ為シ得ルニトヲ示セリ

第七百一條 死亡カ定期金債務者ノ責ニ歸ス  
ヘキ事由ニ因リテ生シタルトキハ裁判所ハ  
債權者又ハ其相續人ノ請求ニ因リ相當ト認  
メタル期間債權ノ存續ヲ宣告スルコトヲ得  
前項ノ規定ハ第六百九十九條ニ定メタル權  
利ノ行使ヲ妨ケス

(理由) 本條ハ既成法典財産取得編第百七  
十七條第ニ項及ヒ第三項ニ修正ヲ加ヘタ  
ルモノナリ 既成法典ハ有債ノ場合ト無債  
ノ場合ヲ區別シ前ノ場合ニ於テハ債權者  
ニ解除權ヲ與ヘ後ノ場合ニ於テハ債權ノ  
存續ヲ請求シ得ルモノトセルモ寧口之ヲ

法典調査會

同一ニシ何レノ場合ニ於テモ債權ノ存續  
ヲ請求シ得ルヲ原則トシ尙ホ債權者ノ意  
ニ因リテハ契約ノ解除ヲ請求シ得ルヲ可  
ナリトス

第七百二條 本節ノ規定ハ終身定期金ノ遺贈  
ニ之ヲ準用ス

(理由) 終身定期金ヲ設定スルニ遺贈ヲ以  
テスルコト多ク或圍ノ如キハ唯遺贈ヲ以  
テ之ヲ設定スル場合ノミニ關シテ規定ヲ  
為セル程ナリ遺贈ヲ以テ定期金ヲ設定ス  
ルト契約ヲ以テ之ヲ設定セルトノ間ニ區  
別ヲ附ス 理由ナキカ故ニ本案ニ於テモ  
本節ノ規定ヲ遺贈ノ場合ニモ準用スルコ

トトセリ

第十五節 和解

(理由) 本節ハ既成法典財産取得編第五章ニ設當ス其削除シタル條文ヲ尤ニ掲クハ

同編第百十一條ニハ和解ハ法律ノ錯誤ノ為メ之ヲ解除スルコトヲ得ストセルモ本

條ニ於テハ既ニ一般ノ原則トシテ錯誤ハ解除ノ理由トセサルコトトシタルヲ以テ

特ニ同條ノ如キ條文ヲ要セサルニ至レリ同編百十二條及ヒ第百十三條ニハ當事者

カ<sup>紅</sup>ル重要ナル事實ヲ知ラサルカ又ハ之ヲ誤ルトキハ事實ノ錯誤ヲ理由トシテ和

法典調査會

解ヲ解除スルコトヲ得トセルヲ削除シタ

リ是レ本案ニハ錯誤ヲ解除ノ理由トセサルニ因レハナリ假ニ一般ノ原則トシテハ

錯誤ヲ解除ノ原因ト認ムトスルモ和解ニ関シテハ特ニ之ヲ

拒マサルヲ得ス何トナレハ和解ハ私ニ争  
ヲ決スルモノニシテ和解ノ前ニハ事實ノ不  
明ト權利ノ不確ハ素ヨリ常ニ存シオルフ假  
定スルモノナレハナリ

第七百五條 和解ハ當事者カ互ニ讓歩ヲ為シ  
テ其間ニ生スル争ヲ止ムルコトヲ約スルニ  
因リテ其効力ヲ生ス

(理由)本條ハ既成**法**典民法財産取得編第百十條

第一項ニ修正ヲ加ヘタルモノナリ既成法典  
ニ於テハ和解ハ交互ノ讓合又ハ出捐ヲ為シ  
テ云々ト言ヘトモ重複ニ失スルノ嫌アルヲ  
以テ改メテ單ニ讓歩トシタリ次ニ同條ニハ  
既ニ生シタル争ヲ落着セシメ又ハ生スルコ

法典調査會

トアル可キ争ヲ豫防スル契約ト云ヘルヲ以  
テ或ハ争ノ十キニ和解ノ生シ得ルカ如ク解  
セラレテ不都合ナルカ故ニ此亦本條ノ如ク  
改メタリ

同條第二項ハ本案ノ主義ニ基キテ之ヲ削除  
ス

第七百六條 當事者ノ一方カ和解ニ依リテ争

ノ目的タル權利ヲ有スルモノト認メラレ又  
ハ相手方カ之ヲ有セザルモノト認メラレタ  
ル場合ニ於テ其者カ從來此權利ヲ有セザリ  
シ確證又ハ相手方カ之ヲ有セシ確證出<sup>テ</sup>ル  
トキハ其權利ハ和解ニ因リテ其者ニ移轉シ  
又ハ消滅シタルモノトス

(理由)

本條ハ既成法典財産取得編第百十四條ニ  
 相當シ而シテ大ニ既成法典ノ主義ヲ改メタ  
 ル所アリ即チ同條ニハ和解ハ争ノ目的タル  
 權利ニ付テハ確定判決ト等シク認定ノ効力  
 ヲ生スルモノトシ當事者ハ其權利ヲ従前ヨ  
 リ保持シ居ルモノト看做スト雖モ此ノ如ク  
 為ストキハ和解ノ効果ヲ減少シ當事者ハ往  
 和解ニ由リテ十分ノ利益ヲ得ルコト能ハ  
 サルニ至ラン然レトモ又他ノ極端ニ走リ和  
 解ヲ以テ全ク附與的ノ効アルモノトスルト  
 キハ當事者カ和解ノ以前ヨリ有シ居リシ權  
 利モ亦和解ニ因リテ得タルモノ、如クナリ  
 テ事實ニ及スルニ至ラン其何レニモ偏セス  
 シテ若シ和解ノ當事者ニシテ初メヨリ其權  
 利ヲ有スル確證アルトキハ初メヨリ之ヲ有  
 スルモノトシ初メニ有セザリシ確證出テタ  
 ルトキハ和解ニ因リテ之ヲ取得セシモノト  
 シ消滅ニ関シテモ亦此ノ如ク解スルトキハ  
 當事者ノ保護ハ足りテ而モ事實ト合スルモ  
 ノトナラン本案ハ此主義ニ基キテ本條ヲ設  
 ケタルナリ

同條第二項ハ争ノ目的タラサル權利ノ供與  
 ニ関スル規定ニシテ特ニ明言ヲ要セサルモ  
 ノナルヲ以テ之ヲ削除シタリ

法典調査會